

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元:御前崎市福祉事務所 委託先:社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護被保護者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、40、42、48、49、53、74、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、155、158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	御前崎市 健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	静岡県御前崎市池新田5585番地 御前崎市役所 健康福祉部 福祉課 0537(85)1121
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県御前崎市池新田5585番地 御前崎市役所 健康福祉部 福祉課 0537(85)1121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会を行う際には、4情報による照会を行うことを厳守している。 また、生活保護に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	御前崎市特定個人情報等取扱規程に基づき、定期的に特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)を対象に、教育研修を実施(実習)している。各研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の項番26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の項番26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第19条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	事後	法改正に伴う変更
令和4年9月1日	Ⅱ-1対象人数	令和2年7月31日 時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年7月31日 時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	I-1-②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携 〈委託元：御前崎市福祉事務所 委託先：社会保険診療報酬支払基金〉 ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年6月1日	I-1-③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	同上
令和5年6月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない 記載なし	[]委託しない 十分である	事後	同上
令和5年6月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない 記載なし	[]提供・移転しない 十分である	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一の項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府総務省令第5号）第15条	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	I -4-②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の項番26 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府総務省令第7号）第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、40、42、48、49、53、74、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、155、158の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅱ -1対象人数	令和4年4月1日 時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ -2取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅳ -8人手を介在させる作業	—	Ⅳ -8人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅳ -11最も優先度が高いと考えられる対策	—	Ⅳ -11最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事後	新様式に伴う変更